

第 38 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要 (案)

日時 平成 30 年 12 月 20 日 (木) 10 時 00 分～11 時 20 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 契約満了日の 6～4 カ月前に FIT 期間満了日が通知され、その通知後、受電地点特定番号が変更となり、検針日が変更となった場合に改めて通知がなされるのか、各社の対応を確認する。★
- ・ 次回会議に向け、起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。その方法は、会議後に事務局から連絡する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

前回議事録について事務局より説明。特段の意見なく、承認された。

2. スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況 (資料 2)

事務局は資料 2 を用い、スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について、前回からの変更箇所を説明した。特段の意見は無かった。

3. 統一化帳票の取得自動化に関する実装案に関する意見照会結果について

事務局は資料 3 を用い、統一化帳票の取得自動化に関する実装案への意見照会結果と、挙げられたご要望に対する回答を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

- ・ 資料 3 別紙 1、統一化帳票のファイル名際案について、今後は、各ファイル名の length は変わらなくなるという理解で良いか。ファイル名の長さが長くなったり、短くなったりは無いか。
→ 基本的にその方向である。エリアによって設定が難しい場合も、例えば、KORI (小売) や JIKO (自己) 等の代わりに HOKA という 4 文字を入れることや、BG コードの区分けが無い場合にも、代わりに“00000”を入れる等、ファイル名を固定長となるよう工夫はしている。(事務局)
- ⇒ length が合っているとして、アンダースコアで各区分をつなげているが、今後はその個数と意味合いについて欠損は無くなるという理解で良いか。例えば、NNNN という 4 文字が有るファイルと無いファイルが混在することは無く、必ず NNNN の文字が入るという理解で良いか。
→ ここに示した命名ルールの通り、必ず何らかの文字列が設定されることとなる。そのため、アンダースコアの数も変わらないのご理解で良い。(事務局)

4. 低圧 F I T 卒業電源の対応について

事務局は資料 4 を用い、前回会議資料からの改定箇所を説明した。また、寄せられたご質問・ご意見について、資料 4 別紙 1 を用いて回答を説明した。また、資料 4 別紙 2、3 にて、低圧 F I T 卒業電源のスイッチング対応に必要な送配電等業務指針の変更案を示した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等 (回答の凡例 ⇒ : 小売電気事業者, → : 小売電気事業者以外)

- ・今回お示した低圧 F I T 卒業電源に関連する送配電等業務指針の変更案は、来年 6 月末～7 月上旬頃に経済産業大臣に認可いただくスケジュールで進めている。別途、本件に関わらないルール変更への対応として、来年 3 月頃に経産大臣から認可いただくスケジュールで送配電等業務指針の変更案に関するパブリックコメントを昨日から実施しているが、そこには本件の変更が含まれていないことをご留意いただきたい。（事務局）

- ・ FIT 期間満了日の話が出てきたが、新電力の中には契約中の発電者の FIT 期間満了日を把握できていない事業者がいっぱいあるか確認したい。一部の新電力から一般送配電事業者へ、自らが買取り契約中の発電者の FIT 期間満了日についてであるか教えてほしいとの問い合わせが幾つか寄せられていると聞いている。

逆に、新電力で FIT 期間満了日を把握できているならば、その期間をどうやって把握しているのか、よろしければ、その具体的な方法をご教示いただければありがたいが、いかがか。

→ まずは、会議メンバーの新電力において、契約中の発電者の FIT 期間満了日を把握できていない、満了日の把握が難しいとされる事業者はいっぱいあるか伺いたい、いかがか。（事務局）

⇒ （該当者なし）

→ 現在、新エネ課（資源エネルギー庁新エネルギー課）から新電力へ、メールベースで、契約満了日の 6～4 カ月前に契約中の発電者へ FIT 期間満了日の通知を行うようにとの依頼が行われていると伺っており、その依頼に対して対応可能ということであれば、新電力各社は FIT 期間満了日のデータベースを持っているものと考えられる。

ここ最近、電事連は本件について新エネ課と打ち合わせを行っており、その打ち合わせの中で、新電力各社は契約中の発電者の FIT 満了日に関してデータベースを持ち把握しているのという話になった。。

⇒ 弊社は、発電者へのヒアリングにより FIT 期間満了日を把握できている。ただし、今後を考えると、もしも FIT 期間満了日のデータを提供いただけるルートをご用意いただけるのであればありがたい。以後はその情報を活用できるし、今後、ご契約させていただこうと考えているお客様において、満了日が分からない場合にも対応できる。

→ 説明に語弊があった。現在、一般送配電事業者（TSO）は FIT 期間満了日の情報を持ち合わせていないため、今後、スイッチングシステムにおけるロジカルチェック、ないしは申込時のチェックを行うとき、一般送配電事業者（TSO）側で FIT 期間満了日のデータを持ち合わせていないと問い合わせ対応等に耐えられないため、GIO 等から FIT 期間満了日のデータを一般送配電事業者（TSO）へ提供いただけないか、新エネ課と共に調整を行っているところ。その中で、そもそも新電力が FIT 満了日を把握していることを前提として良いのか疑問が生じた。新電力にデータを提供するという話ではない。

⇒ 改めて発言させていただければ、今後、ヒアリングでは FIT 満了日を把握できない事態が生じるかもしれないという点には不安があり、発電者へのヒアリングの他に良い方法があればありがたいと思っている。

→ 後は改正 FIT 法により、新規の小売電気事業者による FIT 電気の買取りは発生しないのではないかと。（事務局）

→ その通り、平成 29 年度以降は一般送配電事業者が FIT 電気を買取っているため、それ以後の FIT 期間満了日については一般送配電事業者が把握している。新エネ課から通知されている依頼メールに対し、会議メンバー各社においては粛々と準備を進めているという認識で良いか。

⇒ （特に異論無し）。

- ・ 仮に発電者へ、契約満了日の 6 カ月前に FIT 期間満了日の通知が到着し、発電者が買取先の変更を希望された場合について、小売側のスイッチングは最長でも次々回の検針日であり、それ以上先のスイッチング手続きは出来ないと認識であるが、低圧 FIT 卒業電源のスイッチングについても同じであるか。

→ その通り。具体例を挙げれば、11 月以降の切り替えは、9 月以降でなければ申込みことは出来ない。（事務局）

- ・ 資料 4 別紙 1、16 番について、契約満了日の 6～4 カ月前に FIT 期間満了日が通知されるとして、その通知後、受電地点特定番号が変更となり、検針日が変更となった場合は FIT 期間満了日も変更になると思われるが、その場合は改めて通知がなされるのか。

→ かなりの限界事例のため、確認しなければ分からない。例えば、検針日が従来 11 月 14 日だったものが、受電地点特定番号が変更となれば、11 月 20 日になるかもしれないという事か。

- ⇒ 現状の番号変更の頻度を見れば、実際に起きないとも言い切れないと考えている。
- 各社によって状況が異なるとも考えられる。この場で即答できないため、一度、各社へお問い合わせさせていただきたい。

5. 供給・受電地点特定番号の変更について（電気事業連合会）

前回会議のご意見を受け、電気事業連合会は供給・受電地点特定番号が変更となるケースの確認結果を説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者、→→：資源エネルギー庁、→：左記以外）

- ・ 今回お示した特定番号変更ケースのうち、2、3、4のケースで大規模な変更が生じる、いずれもかなり前もって分かるため、前広に変更予定をお知らせしていると聞いている。急な制度変更の際は、お知らせと変更までが短いスパンになるかと思うが、各社へ確認したところ、それでもお知らせが変更の1カ月前より遅くなるという事はないとの認識である。近年は電気事業全体の変動期にあり、従来よりも変更頻度が高くなっていることはご理解いただきたい。
- ・ 6はどのようなケースが考えられるのか、具体的に教えていただけないか。
 - 会社による。例えば経過措置メニューと呼ばれているもので、昔で言われる従量電灯A・B等から、新しい選択可能なメニューに変更する際、託送側システムへの紐付け等の関係から、供給地点特定番号を変えなくてはならないケースが有ると聞いている、ただし、それはスイッチするタイミングで変更となり、スイッチング後に変更する訳では無いと聞いている。
 - 以前にこの実務者会議で挙げられた具体例として、東京エリアの低圧高負荷契約にて、電灯と動力が1契約となっている契約が有り、動力側に新たに供給地点特定番号が割り振られる契約があったと認識している。（事務局）
 - その通り、以前は低圧高負荷契約という選択メニューがあり、既設では電灯と動力を合わせて1契約としているメニューがあった、その契約メニューから自由化メニューへ移る場合、電灯託送と動力託送の2本立てとなるため、動力託送用に受電地点特定番号が新規に割り振られることとなる。
- ・ 供給地点特定番号が変わると、小売電気事業者にとって何が問題となるか、その背景をご教授願いたい。
 - ⇒ 供給中においては、確定値の受信に供給地点特定番号を使用しているため、我々のデータベースも供給地点特定番号の最新値に合わせておかなければ、確定値との紐付けが無くなり料金請求に問題が生じる。スイッチング時においても、需要家等へ供給地点特定番号をご連絡しなければならず、我々の把握している番号は常に最新のものである必要がある。もし、小売への連絡なしに供給地点特定番号が変わると業務遂行上問題となるが、現在は番号変更を事前にお知らせいただいております、業務遂行上の問題は発生していない。しかし、昨今は、その変更頻度がだんだん増えてきているのではないかとこの意見が各社から上がってきているものと考えている。
 - ⇒ 加えれば、当初、供給地点特定番号はめったに変わるものではないという前提であったが、それが徐々に増えてきていることが現状であると思っている。
 - 供給地点特定番号が変わったとしても、需要家との小売供給契約は維持されるのであろうが、仮に変わったことを知らずにいけば、スマメのデータが得られなくなり、料金請求ができなくなるという訳では無いか。
 - ⇒ スマメのデータが得られない訳では無いが、番号が変わったことを知らず、需要家とスマメのデータとの紐付けができないと、我々が請求すべき電力量が把握できなくなる。
 - 変更は可及的速やかに連絡するとはいえ、若干のタイムラグが生じる可能性があるか。
 - タイムラグは無い、変更の際は事前にお知らせしており、ご要望としていただいていることは、その事前連絡をなるべく早めに行うことと、また変更の頻度を少なくしてほしいという事と理解している。
 - ⇒ なお、可及的速やかなお知らせはいただいているが、お知らせいただいた後、実際に番号が変わる前にスイッチングが行われるケースが有る。例えば8月頃にA社へ番号変更の連絡があり、その後にA社から弊社へスイッチングされ、その後に番号変更となり、不意打ち的に供給地点特定番号が変わることがあった。これは運用上、避けることが難しいのかもしれないが、そういうことが有ると、我々は需要家を供給地点特定番号で管理している都合、需要家と確定値の紐付けが切れてしまい、

需要家への請求が止まってしまうということが実務として生じている。

→→ それはレアケースとして、運用上は避けられない事態であるのか。

⇒ 可及的速やかな連絡に加え、さらに番号の変更月にもう一度ご連絡いただければ、抜け漏れが無くなるとは考えている。

→→ その方法により、その件は回避し得るのか。

→ できないことは無いであろうが、実際に行うかは対応コストと効果との見合いかと思う。

→→ 現在、供給地点特定番号の変更通知はどのような方法で行われているのか。

⇒ 託送ホームページにて周知されている。一般送配電事業者が準備している、電気の使用量を閲覧するための小売電気事業者毎の専用ページで周知される。

→→ そういう意味では、連日、同ページを確認する中で、通知を知るという事か。

⇒ その通り。

6. 公衆街路灯向け料金メニュー等への参入課題について（経済産業省 資源エネルギー庁 電力産業・市場室）

経済産業省 資源エネルギー庁 電力産業・市場室は、資料 6 を用い、公衆街路灯向け料金メニュー等に関する参入課題について説明した。主な質疑は以下の通り。

■ 質疑等（回答の凡例 ⇒：小売電気事業者、→→：資源エネルギー庁、→：左記以外）

・ 公衆街路灯メニューの課題について、今後、具体的な検討が進めば参入障壁が下がるものと考えているが、他に別の課題があれば教えていただきたい。

⇒ おそらくここで記載されていない課題について、国交省等は公衆街路灯を一度に敷設した訳では無く、何十年間もかけて敷設したものであると考えられる。そのため、古い設備の需要家の名前と、新しい設備の需要家の名前が異なることが有るのではないかと。最近あった事例では、当初は〇〇市役所の〇〇課というところが当初、小売供給契約を担当していたが、その担当課が無くなってしまっているなどがあった。スイッチング支援システムでは需要家名称の完全一致が求められる。そういった部分も、小売側、一般送配電側のいずれが解決すべき問題であるかは分からないが、その様な問題もあるかと思う。例えば、ソート機能も高機能の物が必要と考えられる。需要家の名義は当時のものが用いられていると考えている。

→ 例えば、30 年前に「街灯整備課」が存在し、契約した街路灯毎に契約名義を「街灯整備課 1」、「街灯整備課 2」、「街灯整備課 3」とするなどしていたが、現在は、その担当課自体が存在しないなどのケースがある。そうなると、市役所の中で誰が契約を管理しているのか分からないといったケースもあると考えられる。

→→ そのような事が有り得るのか。契約手続き上、どういう風に更新がなされるのか。

⇒ それは需要家に聞けなしかないと思う。どういった形で引き継ぎがなされているのかは分からない。小売電気事業者側としては、需要家側から申し出が無ければ分からない。

→→ 契約手続き上の名義は存在しない課として、請求はどうなっているのか。

→ 市役所等に向けては一括で請求しており、問題は生じない。

→→ 需要家側としては、契約名義がどのようになっているかを把握できるのか。

→ 本来は、把握しているべきであると思う。

⇒ 本数が多く、実際には把握が難しい状況になっているのではないかと。

→ 自治会などでは、例えば 1 丁目から 4 丁目まで街路灯 100 本の契約があったとして、うち、1 丁目に 5 本の契約があり、それぞれどの位置にある 1 丁目の街路灯であるか、自治会長なり自治会の会計担当者がしっかり把握しているべきであると考えられる。それらをきちんと把握できた時に、初めてスイッチングが出来ると考えられる。

→→ それは現実的ではないと思う。自治会長等は頻繁に変更があると考えられる。そう考えると、あまり需要家に求めても期待できないと考えられる。

→ 本来は、需要家がしっかり把握すべきものとする。あくまで需要場所であり、需要家のご認識としては、電柱に蛍光灯が 1 本付いているだけではないかと思われがちであるが、送配電事業者は 1 本 1 本の電柱に配電線から電線を引っ張ってお

り、1軒の家に引込みを行っているものと変わりはない認識である。電柱上の設備と支障がないか技術検討を行ったうえで接続を行っており、1個の需要とさせていただく必要がある。

- 仮に、市なり国交省なりが公衆街路灯のスイッチングを行いたいと思った場合に、自らの契約を確認する際、担当課が廃止されてしまった等、自身で情報を辿ることが出来ない場合は、一般送配電事業者に相談すれば良いのか。
- 異なる。一般送配電事業者はあくまで小売電気事業者との契約しかなく、需要家本人の情報はほとんど持っていない。実際に契約している小売電気事業者と需要家で相談することが第一歩かと思う。料金請求している以上は、確実に何らかのリストは有るはずであり、領収書なり請求書が発行されているものと考えられる。または、需要家から請求があれば、領収書等を渡さない小売電気事業者はいないと思う。その際に記載されている需要者名義等で確認できるのではないか。
- その時に初めて、古い課の名前で契約されていれば、改善すれば良く、それを一元管理するための担当課が整えば、その情報を改めた上でスイッチングを行うということか。その場合の手続のご相談相手は誰になるか。
- まず、契約名義の変更は、契約相手の小売電気事業者となる。
- それを、50万本単位で行う必要があるという事か。
- スwitchングを行うとすれば、そうなる。
- その上で、一元集約してスイッチング手続きが出来るかどうか、実際に出来るかを別とすれば、例えば供給地点リストをExcel等の別様式で一般送配電事業者へお渡しすれば、スイッチング手続きに載せることができるか。
- 先ほど申した通り、電柱1本の契約と家1軒の契約とは、一般送配電事業者の管理方法においては同じ扱いとしているため、現状のまま、いきなりリストだけ提出された場合、一般送配電事業者の担当者が1件ずつスイッチングシステムに入力することとなる。労力の付け替えに過ぎず、全体として効率化は行われていないこととなり、何らか検討しなければならない。
- 経過措置メニューとはいえ、規制料金の全てが自由化の対象であるため、もし公衆街路灯1本毎のスイッチング手続が必要となれば、その事が参入障壁になり、経過措置メニューからのスイッチングの足かせになることは問題と考える。どういった方法が考えられるか、例えば1契約といえども、公衆街路灯はメータの無い契約のため、一般家庭用とは別とも考えることができる可能性がある。本件については、この場で相談するべきか、電事連と個別に相談するべきか、いかが考えるか。
- 先ほど整理した通り、まずは需要家と小売電気事業者の間でしっかりと契約データが整備されていることを前提のもと、スイッチングシステムでの対応をどうするかという順序と考えられ、まずは電事連の小売部門が関係するかと思う。場合によっては、需要家と小売の2者での現地調査も必要となるかもしれない。
- ⇒ 行政とみなし小売とで契約リストの突合せをする必要があるのであろうが、みなし小売側にそれを行うモチベーションがあるか懸念する。本件がスイッチングのための整理となれば、その事はみなし小売にとって、需要家が他の小売電気事業者へスイッチングするための仕事であり、1円にもならない仕事にどこまで付き合うのが疑問である。そのような環境にも問題があるのではないか。
- 需要家としては、より安くなる方法があるにも関わらず、過去の経緯等によってそれが出来ない状況が有れば、どこかで修正しなければならない。とはいえ、みなし小売としては誰のためにやっているのかという事もご指摘の通りである。しかし、我が社の損になるからやらないという事は、理屈として厳しいと思う。
- みなし小売側は、需要家が契約をきちんと管理できていることを前提に料金請求しているものとする。もし管理できていなかった場合であっても、街路灯本数を確認したら実は50本でなく49本と判明し、需要家からみなし小売へその旨の申請があれば、契約を修正するというスタンスになると考えられる。
- それでは、本件、個別に電事連と対応を相談させていただくこととして、この場においては、この様な課題を持っているという事を周知差し上げたものとして取扱いいただきたい。

○ 次回は、1/17（木）10:00～12:00 豊洲事務所にて開催予定。

以上